

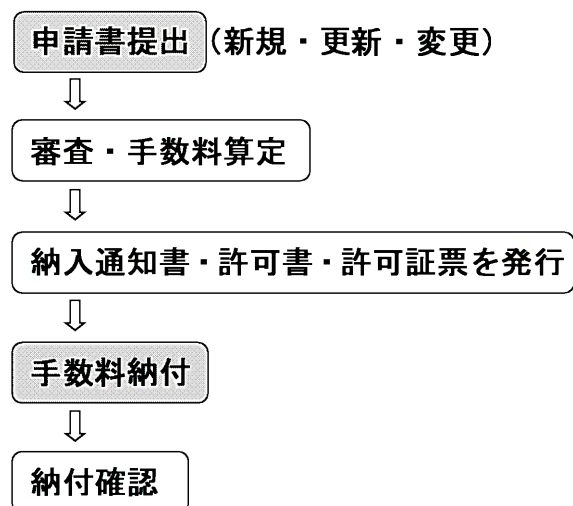
川崎市屋外広告物許可申請手続きの変更について



日頃から、川崎市屋外広告物行政に御理解御協力いただきありがとうございます。
平成30年4月1日受付分より、屋外広告物許可申請の手続きについて、次のとおり一部変更することとなりましたので、お知らせいたします。

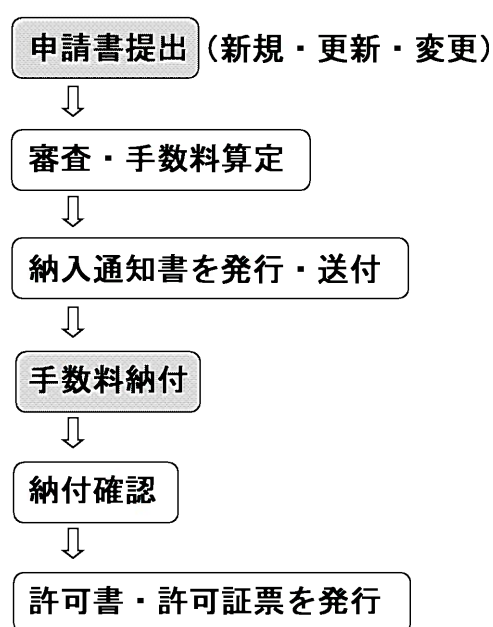
○手数料の納付時期の変更について
手数料の納付確認後に、許可書を発行します。

(変更前) 平成30年3月31日受付分まで



申請者
川崎市

(変更後) 平成30年4月1日受付分から



- ①申請に基づき審査及び手数料の算定を行い、許可手数料の納入通知書を郵送いたします。
- ②納入通知書が届きましたら川崎市指定の金融機関等でお支払い下さい。
- ③川崎市で納付確認後、許可書及び許可証票を発行いたします。

お手数おかけしますが、よろしくお願いいたします。



川崎市建設緑政局
キャラクター

お問い合わせ先

川崎市建設緑政局道路管理部
路政課屋外広告物係

電話 044-200-2814

FAX 044-200-3978

川崎市屋外広告物条例〈抜粋〉

(許可)

第3条 本市内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 広告物の表示又は掲出物件の設置
- (2) 前号の許可の期間の更新
- (3) 前2号の許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造(規則で定める軽微な変更又は改造を除く。)

(手数料)

第40条 第3条の規定に基づく許可の申請に対する審査を行う場合は、別表に定める手数料を徴収する。

2 第22条第1項の規定に基づく登録(同条第2項の規定に基づく登録の更新を含む。)の申請に対する審査を行う場合は、1件につき10,000円の手数料を徴収する。

3 前2項の手数料は、申請の際、申請者から徴収する。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第40条関係)

区 分		単 位	金 額
アーチ	照明装置のないもの	1基	4,000円
	照明装置のあるもの	1基	6,000円
アドバルーン		1個	1,000円
はり紙又はポスター		100枚までごとに	500円
立看板等又は広告旗		1基	100円
自動車等に表示する広告物又は設置する掲出物件			100円
電柱その他の柱類に表示する広告物又は設置する掲出物件		1枚	100円
はり札等		1枚の表示面積0.5平方メートルまでごとに	50円
(1) 広告塔又は広告板 (2) 建築物その他の工作物等に表示する広告物又は設置する掲出物件。ただし、前各項に規定するものを除く。	照明装置のないもの	1基の表示面積5平方メートルまでごとに	1,000円
	照明装置のあるもの	1基の表示面積5平方メートルまでごとに	1,600円
その他		前各項に準じて市長が定める。	